

○戸田市優良建築物等整備事業費補助金交付要綱

平成元年9月29日

告示第89号

改正 平成2年8月24日告示第83号

平成3年5月23日告示第65号

平成6年7月1日告示第76号

平成8年11月14日告示第126号

平成13年3月9日告示第28号

平成28年12月19日告示第395号

令和3年3月31日告示第145号

(趣旨)

第1条 市は、民間の建築活動を適切に誘導し市街地の環境の整備改善に資する土地の共同化高度利用による良好な建築物の整備とともに、良好な都市型住宅の供給の促進を図るため、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日建設省住街発第63号。以下「制度要綱」という。）及び埼玉県優良建築物等整備事業費補助金交付要綱（平成8年7月24日埼玉県住管第861号）に基づき、優良建築物等整備事業を行う施行者に対し、当該事業に要する経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付及び手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（昭和57年規則第35号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「優良建築物等整備事業」とは、制度要綱に定める「優良再開発型」のうち「共同化タイプ」を建築する場合において、市から当該敷地の整備及び建築に要する費用の一部の補助を受けて行う事業をいう。

(2) 「所有権等」とは、次の各号に掲げる権利をいう。

ア 所有権

イ 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権（以下「借地権」という。）

ウ 土地又は借地権の信託の受益権

(3) 「施行者」とは、優良建築物等整備事業（以下「本事業」という。）を行う者で、所有権者又は所有権等を有する者の代表者若しくはこれらの者

の同意を得た第三者をいう。

(施行者の責務)

第3条 施行者は、本事業の計画と施行について周辺住民等の理解を得るとともに、この要綱及び戸田市宅地開発事業等指導条例（平成28年条例第22号）並びに国及び県の関連要綱等を遵守しなければならない。

(事前相談)

第4条 施行者は、原則として補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月末日までに事業計画事前相談書（第1号様式）及び市長が必要と認める添付書類を提出し、事前に相談しなければならない。

(補助対象事業等)

第5条 この要綱に基づく補助対象及び算出方法は、国土交通省住宅局において本事業の補助採択を受けた当該事業に要する費用のうち、市街地再開発事業等補助要綱（昭和62年5月20日建設省住街発第47号）の定めを準用する。

2 市は、予算の範囲内において、前項に定める費用の3分の2以内を当該施行者に対して補助することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 この要綱に基づく補助金を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて、正本1部・副本2部を作成し、原則として5月15日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に当り、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付を申請した者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定に不服があるときは、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10日以内に補助金の交付申請を取り下げをすることができる。

(事業の廃止、中止又は変更)

第9条 施行者は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号の定め

る様式により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更又は中止し、若しくは廃止しようとするとき（第4号様式）。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき（第5号様式）。
- (3) 補助事業の金額を変更しようとするとき（第6号様式）。

2 補助事業が補助金交付申請書に付された期日までに完了しない場合は、速やかに完了期日変更報告書（第7号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実地検査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、施行者に対して必要な指示を行い、報告を求め、又は職員をして当該施行地区若しくは優良建築物その他の物件及び設計図等の書類を実地検査させ必要な指示をすることができる。

（事業進捗状況報告）

第11条 施行者は、毎月事業進捗状況報告書（第8号様式）を、当該期間経過後5日以内に市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 施行者は、本事業が完了した日（廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して15日を経過した日又は当該事業の完了の日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 施行者は、事業が翌年度にわたるときは、当該補助金交付の決定に係る会計年度の末日までに年度終了実績報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の報告書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の完了実績報告書の提出があった場合において内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第11号様式）により、当該施行者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により額を確定した後に、当該施行者からの補助金交付請求書（第12号様式）により補助金を交付する。ただし、市長が本事業の遂行上必要と認めるときは、額の確定前であっても補助金を概算交付することができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年告示第83号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年告示第65号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年告示第76号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前になされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成8年告示第126号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に実施中である優良再開発建築物整備促進事業は、この要綱で定める優良建築物等整備事業であるとみなす。

附 則（平成13年告示第28号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の戸田市優良建築物等整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成28年告示第395号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第145号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先)
戸田市長

施 行 者 住 所
(代表者) 氏 名

戸田市優良建築物等整備事業計画事前相談書

戸田市優良建築物等整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類等を添えて下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の実施場所 戸田市
- 2 事業の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 事業計画
 - (1) 計画地の概要
 - (2) 現況土地利用
 - (3) 建築計画
 - (4) 権利形態
 - (5) 資金計画
 - (6) 共同事業者名簿(土地所有者・借地権者)
 - (7) 事業計画表

第2号様式(第6条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業費補助金
交付申請書

年 月 日

(あて先)
戸田市長

施 行 者 住 所
(代表者) 氏 名 印

戸田市優良建築物等整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類等を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 優良建築物等整備事業(地区)
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の実施計画
- 4 補助事業の完了予定日 年 月 日
- 5 交 付 申 請 額 千円
- 6 年度別事業計画内訳書
- 7 交付申請額の算出方法及び経費の配分

第3号様式(第7条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付で申請のあった戸田市優良建築物等整備事業費補助金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 優良建築物等整備事業(地区)
 - 2 交付決定額 補助対象金額
千円()
 - 3 交付予定時期
 - 4 交付条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) (1)の軽微な変更は、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 建築物等整備費の額の変更を生じないもの
 - イ 建築物等整備費内の流用で、その額が流用先の2割以内の変更
 - (5) その他
- (注) 上記の交付決定に対し不服がある場合は、この通知書受領の日から10日以内に補助金の交付申請を文書で取り下げること。

第4号様式(第9条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

(あて先)
戸田市長

施行者 住 所
(代表者) 氏 名 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた戸田市優良建築物等整備事業を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、関係書類等を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 優良建築物等整備事業(地区)
 - 2 変 更 内 容
 - 3 変更(中止・廃止)の理由
 - 4 関係書類及び図書(別紙のとおり)
- (注) 添付図面等は、変更に係る部分のみ添付すること。

第5号様式(第9条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業費補助金
の経費の配分変更承認申請書

年 月 日

(あて先)

戸田市長

施行者 住 所

(代表者) 氏 名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた戸田市
優良建築物等整備事業費補助金の経費の配分を下記のとおり変更することについて承認
を受けたいので申請します。

記

- 1 経費の配分の変更を必要とする具体的な理由
- 2 経費の配分の変更内訳

(単位 千円)

種 別	補助対象事業費		市が補助する額		補 助 率
	金 額	増△減	金 額	増△減	
(1) 調査設計計画費	()		()		
(2) 土地整備費	()		()		
(3) 共同施設整備費	()		()		
合 計	()		()		

(注) 金額欄には、下段に今回変更申請額を、上段に既交付決定額を()書で記載すること。

第6号様式(第9条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業費補助金
交付決定額変更申請書

年 月 日

(あて先)

戸田市長

施行者 住 所

(代表者) 氏 名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた戸田市
優良建築物等整備事業を下記のとおり変更したいので、当該交付決定額の変更を申請し
ます。

記

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 補助事業の名称 | 優良建築物等整備事業(地区) |
| 2 変 更 内 容 | |
| 3 変 更 の 理 由 | |
| 4 補助金交付変更額 | |
| 交付決定額 | 千円 |
| 交付変更申請額 | 千円 |
| 差引増△減額 | 千円 |
| 5 交付変更申請額の算出方法等 | |

(注) 交付変更申請額の算出方法等は、別に定める算出方法によること。なお、添付図
面等は変更に係る部分のみを添付すること。

第7号様式(第9条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業完了期日
変更報告書

年 月 日

(あて先)

戸田市長

施行者 住 所

(代表者) 氏 名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた戸田市
優良建築物等整備事業の完了期日を下記のとおり変更したいので報告します。

記

- 1 補助事業の名称 優良建築物等整備事業(地区)
- 2 交付申請書に記載した事業の完了予定期日 年 月 日
- 3 変更すべき事業の完了予定期日 年 月 日
- 4 変更の理由
- 5 事業実施状況表

(単位 千円)

項 目	事業費	契 約 済 事 業 費	契約年月日	契約工期	当初の完了期日ま での予定出来高 %	備 考
計						

6 工事行程表

7 参考資料

- (1) 写真等工事の進捗状況を把握できるもの
- (2) 翌年度にわたる場合は、繰越計算書の写し

第8号様式(第11条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業進捗状況
報告書

年 月 日

(あて先)

戸田市長

施行者 住 所

(代表者) 氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた戸田市
優良建築物等整備事業の進捗状況について、別紙のとおり報告します。

別紙

年 月末日現在

補助事業の名称		優良建築物等整備事業(地区)		備 考
事業計画 作成	未着工		%	
	作成中		%	
	完了		%	
地盤調査	未着工	箇所	%	
	調査中	箇所	%	
	完了	箇所	%	
建築設計	未着工		%	
	設計中		%	
	完了		%	
既存建築物 除去	未着工	戸	%	
	除去中	戸	%	
	完了	戸	%	
整 地	未着工	m ²	%	
	整地中	m ²	%	
	完了	m ²	%	
共同施設 整備	未着工		%	
	工事中		%	
	完了		%	

第9号様式(第12条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業完了実績
報告書

年 月 日

(あて先)

戸田市長

施行者 住 所

(代表者) 氏 名

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた戸田市
優良建築物等整備事業が完了したので、関係書類等を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 優良建築物等整備事業(地区)

2 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 千円

精 算 額 千円

3 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 補助事業の成果

5 補助金精算調書

6 補助金受入調書

7 事業実施状況

8 残存物件調書

9 添付書類

(1) 図面

(2) 事業完了写真

(3) その他参考となる資料

第10号様式(第12条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業年度終了
実績報告書

年 月 日

(あて先)

戸田市長

施行者 住 所

(代表者) 氏 名

印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の
年度における実績について、戸田市優良建築物等整備事業費補助金交付要綱第12条
第2項の規定により関係書類等を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 優良建築物等整備事業(地区)
- 2 補助金の交付決定額及び精算額
補助金の交付決定額 千円
補助金の精算額 千円
- 3 補助事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 関係添付図書
 - (1) 年度終了実績調書(別紙1)
 - (2) 補助金受入調書(別紙2)
 - (3) 事業遂行工程表(別紙3)
 - (4) 年度終了状況写真
 - (5) 図面
 - (6) その他参考となる資料

別表

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績									翌年度繰越額		事業実施期間			摘要	
補助対象 事業費 A	補助額	事業費支出実績									繰越分相当 助事業経費 (A-B) 金額 C/A	同左に 対する 補助金 相当額 %	着手 年月日	完了 年月日	定 日		
		(1) 支 済 額	(2) 補助 対象 外支 払額	(3) 差引 補助 対象 支払額 (1)-(2)	(4) 補 過年度 支払額 補助 対象	(5) 補助 対象 支払額 (3)-(4)	(6) 精算 対象 支払額 金額 B	(7) 同左に 対する 補助 金相当 額 A	(8) 精算 対象 支払額 率 (%)	(9) 同左に 対する 補助 金相当 額							(10) 補助 金 受入額 C

- (注) 1 (1)(2)(3)及び(5)欄は、年度内施行分で支払義務がある場合は()を付して内数を上段に記入すること。
 2 (6)欄の金額は(5)の金額と同額を記入すること。
 3 (7)欄には、補助金に(6)の率を乗じて得た額を記入すること。

第11号様式(第13条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業費補助金
額確定通知書

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで実績報告のあった戸田市優良建築物等整備事業については、戸田市優良建築物等整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 補助事業の名称 | 優良建築物等整備事業(地区) |
| 2 補助金の交付決定額 | 千円 |
| 3 補助金の交付済額 | 千円 |
| 4 補助金の確定額 | 千円 |

第12号様式(第14条関係)

年度戸田市優良建築物等整備事業費補助金
交付請求書

年 月 日

(あて先)

戸田市長

施行者 住 所

(代表者) 氏 名

印

戸田市優良建築物等整備事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求
します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日 第 号
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	優良建築物等整備事業(地区)
補助事業の交付決定通知額	円
補助事業の交付確定額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日 交付 _____円
	年 月 日 交付 _____円
	年 月 日 交付 _____円
	計 _____円
今 回 交 付 請 求 額	円
未 交 付 額	円
添 付 書 類	1 契約書の写し 2 内訳書 3 補助金交付決定通知書又は補助金の額の確定通知書の写し

- 第 1 号様式 (第 4 条関係)
- 第 2 号様式 (第 6 条関係)
- 第 3 号様式 (第 7 条関係)
- 第 4 号様式 (第 9 条関係)
- 第 5 号様式 (第 9 条関係)
- 第 6 号様式 (第 9 条関係)
- 第 7 号様式 (第 9 条関係)
- 第 8 号様式 (第 1 1 条関係)
- 第 9 号様式 (第 1 2 条関係)
- 第 1 0 号様式 (第 1 2 条関係)
- 第 1 1 号様式 (第 1 3 条関係)
- 第 1 2 号様式 (第 1 4 条関係)